

豊中市伊丹市クリーンランド余熱利用の基本方針
策定委員会条例

(設置)

第1条 余熱利用施設に関する余熱利用の基本方針を策定するため、管理者の附属機関として、豊中市伊丹市クリーンランド余熱利用の基本方針策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、管理者の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 余熱利用の基本方針に関する事項
- (2) その他管理者が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域住民の代表
- (3) 環境団体の代表
- (4) 市民

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から余熱利用の基本方針の策定が終了する日までとする。

(会長)

第6条 委員会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことがで

きない。

- 3 委員会の議事は，出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか，委員会の運営について必要な事項は，組合規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は，組合規則で定める。